

1. 件名：東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（原子炉建屋放射線モニタの設置場所変更）に係る事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年10月27日 13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、片桐主任安全審査官、宮本主任安全審査官、
小野安全審査官

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 室長代理、他7名

東海第二発電所 保修室 機械Gr マネージャー※、他3名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和4年3月23日 第73回原子力規制委員会 配布資料2）を踏まえ、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- （1）東海第二発電所 設計及び工事計画認可申請 コメント回答整理表【原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ】
- （2）東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（改11）
- （3）東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 補足説明資料（令和4年3月1日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、規制庁のです。それでは衛藤。
0:00:06	東海第2発電所の施工人のヒアリングを始めたいと思います。それでは説明をお願いします。
0:00:16	原電の小林です。
0:00:18	今日は、補足説明資料の1の補足の1ですね、条文適合の整理について、修正いたしましたのでその修正箇所の説明。
0:00:29	その修正に伴って補足の2が一部変更になりますのでそれも簡単にご説明します。
0:00:34	あとは申請範囲の確認ということでその、新たに補足を作りましたのでその説明。
0:00:39	最後にですね、東京、ここにお配りいたしました補足の3、
0:00:45	この説明を考えております。
0:00:47	ではまず補足の1の条文適合性の整理について説明させていただきます。
0:00:58	はい。日本原電の高林でございます。それではですね、コメントリストに沿ってご回答をいたしたいと思います。
0:01:07	コメントリストの方は全6ページになってございますが、本日は6分の5ページ。
0:01:17	コメントリストの30番、ここですね、補足の1及び2について、その整理、
0:01:25	バツをつけたもの等の説明について、もう少し抽象的なので、具体的に記載するようということで、記載の見直しをしております。こちらの内容についてはまた、
0:01:37	後程、明日お答えしたいと思います。まずですね34番、
0:01:43	になります。
0:01:45	前回ですね、補足の1につきまして、変更認可申請なので関係のある条文については、0として抽出した上で関係ないと、自明なものをそちらを三角ということで、
0:01:57	再度整理ということでコメントをいただいております。
0:02:00	コメントを回答の方に記載がございしますが、本申請における技術基準への適合性確認対象条文の整理について今回の
0:02:10	申請対象設備である、原子炉建屋換気系ダクトモニターに関係する条文を0として、まず抽出した後、その後ですね、今回の改造工事の内容に影響を受けないことが明確に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:22	確認できる条文としては、3、条文については三角という形で、改めて整理をいたしてございます。
0:02:31	前回の整理の中ですね、マル及び三角としていたものの中にですね、再度確認した結果、追加した条文がございませう。
0:02:43	それについては、まず一つが、38条になります。
0:02:55	補足の
0:02:57	1のうちの、9ページになります。
0:03:03	こちらに、第38条を原子炉制御室等ということで、三角という扱いで追加をしてございませう。
0:03:11	理由の方ですけれども、今回の放射線モニターの改造では、原子炉建屋関係、ダクト放射線モニターを移設しますが、変更後においても、原子炉制御室等の設計に影響がないことを確認する必要があり、
0:03:24	適合性確認対象条文となるが、原子炉建屋、放射能高の信号で原子炉建屋の常用換気系を隔離し、原子炉建屋ガス処理系を自動で起動する設計に変更がなく、
0:03:36	工事計画に関わる内容に影響を受けないことが明確に確認できるということで技術基準の適合性に影響はないと。
0:03:45	ふうに判断してございませう。また既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はないということで整理を追加してございませう。
0:03:57	もう1条文ですね、44条になります。
0:04:02	次のページ、補足1-10ページになります。
0:04:07	原子、第4、40条、原子炉格納施設、
0:04:11	ことで
0:04:13	こちらにつきましても
0:04:16	放射線モニターの移設につきまして変更後において、原子炉格納施設の設計に影響がないことを確認する必要があると。
0:04:23	このため適合性確認対象条文とします。
0:04:26	確認の結果、原子炉格納施設における放射性物質の濃度を低減する設備を施設する設計に変更はないことから、技術基準の適合性に影響はない。
0:04:37	また、既工事計画で確認された設計を変更するものではなく、基本設計方針についても変更はないということで、こちらの条文については0ということで整理をしてございませう。
0:04:52	あとそれとですねコメントリストの方に戻らせていただきますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	コメントリスト 6 分の 6 ページの方ですね。
0:05:02	No.35、36 ということで、前回までですね、この適合性の要否の判断の表について、
0:05:12	今回の申請対象施設であります計測制御系統施設及び放射線管理施設、それぞれ、各々書き分けておりましたが、
0:05:22	説明があったと、煩雑になるということで、また共通の条文もあって書かれていることが、内容が同じということもございましたので、
0:05:33	今回、一つの表にまとめて、その施設ごとの区分というところは除いております。よって一つの表でまとめ上げる形にさせていただきます。
0:05:48	ですね。
0:05:51	それと、追加
0:05:53	追加というか、説明としてですね。
0:05:57	紐付け表の方がございます。
0:06:02	補足の 1 の、
0:06:06	10、
0:06:06	11 枚目でよかったですでしょうか。
0:06:10	はい。ただいま 40 条説明したものの次のページになります。
0:06:16	紐付きをということで、今回、再度、対象条文とするものを整理いたしましたので、それに沿った内容で、本表も、
0:06:27	作り直してございます。
0:06:30	まず一つですね、この A3、前回まで 1 枚だったんですけども、
0:06:37	ちょっと字が小さいとか、見づらいところがありましたので、2 枚に、2 ページにわたって
0:06:45	下手をを少々変更しております記載の内容は変更してございません。
0:06:51	で、一つこの表でですね、コメントをいただいております。
0:06:57	この紐付表の左側の細長い部分ですね。
0:07:01	こちらについて、技術基準の要求条文、それに対して技術基準の変更有無、設備の抽出、適合性確認の要否ということで、
0:07:12	マトリックスになってございますが、こちらの表について、前回提出していたものについてですね、
0:07:22	前回の RHR の配管の改造、その時の表のマーク、
0:07:30	抽出、
0:07:32	適応のマルバツの付け方となっていて、ここはどういう考えなのかというコメントございまして、そこにつきましてはですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	前回のRHRの一のへん人の時点から、今回、第2回、第2回の辺の申請、その間でですね、
0:07:53	この表の左から、
0:07:56	常盤5条名、その隣ですね、技術基準変更有無というところがありますけれども、
0:08:02	その前回の変認第1回辺見から第2回の、今回の変認申請に、
0:08:09	の間で変更があったかなかったかというところで、変更有無、マルバツをつけてございます。
0:08:16	その後ですね、設備の抽出ということで、ここはすべての条文を
0:08:23	確認した上で、今回の改造工事、
0:08:26	今回は出す放射線モニターになりますけれども、そこ該当するものというところを0ということをつけております。
0:08:35	そして、
0:08:37	その右に流れて適合性確認要否というところで、説明の抽出で丸となったものに対して、適合性の確認をするということで、
0:08:47	こちら丸と流れるということになってございます。そしてここで丸となっているものが、右側の大きい表に移りまして、黄色とオレンジ。
0:08:58	で識別された対象条文と、
0:09:02	今回、確認をする対象条文ということで仕立てを整えております。
0:09:09	それとですね、表の見方としては基本的に変わってございません。
0:09:16	もう少し
0:09:18	判例の見方とか、その辺りを見やすくするというので、今回表の上の方にですね、
0:09:25	まず、緑、
0:09:26	こちらを、
0:09:27	添付する書類今回のへん人の申請に伴って、添付する書類ということで
0:09:35	記載してございます。で、この緑につきましては、括弧書きにありますますが、条文適合のため、内容を変更した書類ということで、既工事計画から
0:09:45	内容を変更しておるもの、こちらについてこの緑色で識別をしてございます。
0:09:52	続いてその隣が青で、青の説明としておりますが、こちらも添付する書類ということになります、内容の変更がないものとなってございます。
0:10:03	技術基準の適合性を確認する上でエビデンスとして使用したものが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:09	こういった類のものということで、青でマーキングしてございます。
0:10:13	で、黄色については添付しない書類ということで当然、内容の変更もございません。そして
0:10:20	一番右がグレーということで、添付しない書類ということで今回の改造に関係しないということで除外をしているというものになってございます。
0:10:33	本表につきましては先ほど追加いたしましたという、す 38 条、44 条について、
0:10:41	本表の 2 枚目になりますけれども、
0:10:46	該当する箇所を識別してお示しているという形になってございます。
0:10:55	ここでもまず補足 1 の説明とさせていただきます。続いて補足 2 の方になります。
0:11:10	こちらの表につきましては、理由を具体的にということで、記載の記載の変更をしたものと、
0:11:18	してございます。
0:11:21	へえ。
0:11:24	申し訳ありませんページとしては
0:11:28	右下 603 ページが、補足 2 の見だしとなっております。
0:11:37	で補足 2 の表 1 ということで、右下 605 ページから始まってございます。
0:11:44	始まってございます。
0:11:49	全体的にですね、北井の中身を変えているというところになるんですけども、
0:11:56	耐震性に関する説明書について、一部修文をしてございます。
0:12:03	ご説明させていただきますが、西田 608 ページをご覧ください。
0:12:11	こちら継続性系統施設に係る耐震性に関する説明書ということで×としてございます。
0:12:19	ここ、耐震計算書につきましては、
0:12:22	もう一方、この後にですね、放射線管理施設の区分が出てきますがそちらに記載されるということで、この 608 ページのところにおきましては、
0:12:32	今回改造する原子炉建屋換気系ダクト放射線モニターは放射線管理施設のうち、放射線管理用計測装置であり、計測制御系統施設に該当しないため添付しないということで
0:12:45	書いてございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:48	続いて
0:12:49	放射線管理施設側 610 ページになります。
0:12:54	こちら側で耐震性に関する説明書のところで、本工事において、検出器の配置を変更するため添付するということでお、据付場所及び床面高さのうち、床面高さの記載を適正化するが、
0:13:08	耐震計算書上の基準床レベル及び床応答加速度の適用に変更がないため、既工事計画における評価に変更はないということで、
0:13:18	5-2 の 8-2-4 ということで、こちらが当該
0:13:23	対象施設、ダクトモニターの耐震計算書になってございます。その他補足 1、基準適合性の中で確認した書類ということで、使用したもの。
0:13:36	について下に列記しているという形になってございます。
0:13:42	で、それとですね、今回、
0:13:45	技術基準の適合性確認対象ということで、38 条を、
0:13:52	減少制御室。
0:13:55	のところにつきまして、その中で確認したすそ書類の方がございまして、そちら、補足 2-6。
0:14:05	補足 2-6 ページ失礼しました、右下 609 ページ。
0:14:11	中央制御室の機能に関する説明書、中央制御室内の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書ということで、
0:14:21	この項目前回バツとしてございましたが 0 ということで変更してございます。対象の条文、対象の添付書類の番号をこちらに記載してございます。
0:14:33	* の 1 とついていますがこちらは既工事計画、2018 年に認可いただきましたものから変更はないというマークになってございます。
0:14:44	あとそれともう一つですね、610 ページの方の一番下になります。
0:14:49	中央制御室及び緊急時、制御室の居住性に関する説明書ということでこちらも、補足 1 で確認している書類ということで、
0:14:59	この 1-7-3 ということで記載を加えてございます。
0:15:06	以上補足 1 補足 2 の変更点のご説明とさせていただきます。
0:15:17	以上です。
0:15:19	ここで一度は説明聞かせていただきたいと思えます。
0:15:23	はい、規制庁の説明ありがとうございます。それでは質疑に入りたいと思えます。
0:15:42	原子炉規制庁宮本です。内容については、まだ今のところ特に追加のコメント等ありません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:51	当今日もらった表現のやつで、
0:15:55	この中身見ればわかるんで、いいかなという判例がちょっと書き方がもう少し丁寧な方がいいかなっていう気はします黄色とブルーの違いがよくわからない。
0:16:05	内容わかってるので、黄色はは明らかに違うので、
0:16:10	添付しないなんなんだけど、金曜とブルーの違いがこの書類だけを見ると、
0:16:17	ちょっとよくわからないので、
0:16:19	少し黄色の部分は
0:16:22	ちょっと修正しといた方がいいんじゃないかなって気はしますそれは事業者を合わせて特に改めてこれを回答しろというわけではないのでそこは見てください。はい。私は以上です。
0:16:38	規制庁の天野です。ちょっと、ちょっとこの凡例判例と関連上部の一応確認なんですけど、
0:16:47	見方として例えば
0:16:50	資料はあれですかね。
0:16:52	このようになった。
0:16:54	資料はこの紐付表っていうやつですか。
0:16:57	の、例えば 44 条は、
0:17:01	凡例でいく等、
0:17:03	紫っていうんですか。
0:17:05	添付書類括弧変更を要しない書類ということなので、
0:17:09	例えば、原子炉格納施設の設計状況に関する説明書で、この中で、
0:17:15	衛藤。
0:17:17	内容を変更しないということが示され、
0:17:20	従って本文は変更ないと。
0:17:24	ということ等、
0:17:26	整理されていると、ということだと思うんですけど、
0:17:30	そうすると凡例能美緑ですか、添付する書類の括弧条文適合のための内容を変更した書類っていうのは、
0:17:37	代表的なものと、12 条の溢水、
0:17:45	この溢水防護に関する説明書が書かれて、
0:17:50	区画、対角の変更で、
0:17:54	本文要目表も変更になると。
0:17:56	そういうまず理解をしてるんですけど、ここまではよろしいですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:05	はい。日本原電の高林です。今お話にあったようなご認識で結構でございます。
0:18:11	はい。規制庁の天野です。
0:18:14	で、それでちょっと確認したいのは
0:18:18	緑になっているものということで、他の条文の関連を確認すると。
0:18:25	まず5、5条の耐震性に関する説明書については、
0:18:30	これは凡例でいくと、条文適合のための内容を変更した書類となっているものの、
0:18:39	先ほどあれでしたっけ、ろ。
0:18:41	通しの608ページで、
0:18:43	江藤梨衣ごめんなさい、608ページじゃないか。
0:18:48	610ページですね。
0:18:50	放射線管理施設の方で、理由に書いてあるように、
0:18:55	床面の高さの記載を、
0:18:57	変更、
0:18:58	へ適正化するんだけど、
0:19:01	既工事計画における評価に変更はないすなわち、
0:19:05	本文へ変更が、
0:19:07	ないですよ。
0:19:09	ていう。
0:19:10	ふうに整理されているっていうことでよろしいですか。
0:19:17	日本原電の高林でございます。
0:19:19	そうですねこの耐震性につきましては、
0:19:23	等ですね、
0:19:25	今回のモニター移設に関わりまして、既存の設置方法と、設置方法と変わらないとは基準の設置床レベルも変わらない等、またあわせまして評価上の床レベルも変わらないということで、
0:19:39	評価上の影響あと評価の手法についても変更はないというところが、まず基本的なところでございます、今回ここを添付、添付するということは変更ないということを確認していると。
0:19:52	影響がないということを確認しているということで、添付する書類と、まずなりますが、ここ緑色としましたのは、はい。先ほど天野さん申しました通り、記載の適正化というところで一部、資料の中の、
0:20:06	記載が変更になりますので、23メートルと記載していた、表中の床レベルをですね、22メートルと変更しますので、それを受けまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:16	ここについては緑色ということで識別をさせていただいております。
0:20:22	あ、規制庁の天野です。
0:20:25	塗装。そうすると、この耐震性に関する説明書は、記載レベルで
0:20:31	23メートルが22メートルとかっていう変更あるので
0:20:36	この凡例の条文適合のための内容へ変更した書類っていうことになっていて、
0:20:44	一方で椅子、
0:20:46	溢水じゃないかごめんなさい、さっきの40条の
0:20:50	格納容器の。
0:20:51	設計状況に関する説明書は、
0:20:54	記載レベルとしても変更はないので、判例の内容を変更しない書類っていうふうになっているっていうそういう理解ですか。
0:21:05	はい。日本原電の高林です。その通りでございます。
0:21:09	そこまで確認できましたで、ちょっと確認したかったのは、そうすると緑がほかにも幾つかあって、溢水と耐震性は今のではか。
0:21:18	で、かつ耐震性の理由は、610ページに一応、
0:21:24	書いてあるんで、明確かなと思うんですけどそれ以外の例えば1045条とかですね。
0:21:33	35条。
0:21:35	47条とかもう一応添付書類上その条文適合のための内容変更って書かれているので、それが、何て言うんすか、本文に変更がないんだよって言うのは、
0:21:50	はっきりしておいた方がいい気がするんですが、それはあれですか耐震性に関する説明書のようにどっかに、
0:21:56	書かれてるんでしょうか。
0:22:21	日本原燃の高林でございます。今ご指摘ございました、今回の夜間モニターの改造について変更になるというところでただいま丸さんおっしゃった通り耐震と、
0:22:34	溢水に関するものとか明確に添付書類の内容が変更するもので、本文本文要目表の記載が変更あるというものは今申しましたように条文になるんですけども、
0:22:49	その他の条文につきましてはですね、今回申請対象としております、放射線モニター、当該のこの原子炉建屋ダクト、放射線モニターこちらデービー施設でございまして、
0:23:01	2018年のSAに関する変更認可申請、その時点で、このもろもろの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:11	緑で示しております、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
0:23:18	その他ですね、
0:23:22	例えば3、35条の方に記載があります。
0:23:29	二つ目
0:23:31	緑が二つ並んでおりますが、右側の方の計測装置の校正に関する説明書、こういった類の説明書
0:23:38	こういったところについては、申請、申請対象というかですね記載の記載を必要とする扱いのものとはなってございませんでした。
0:23:50	というのは耐震
0:23:52	耐震の耐震による変更後は溢水が加わりましたその取り付け箇所の記載、そういった内容のものについては、そういった基本的に設計は何も変わりませんので、そこについての説明書は、
0:24:06	説明不要という紙、仕切りになってございまして、当該添付書類に、この今回申請しているモニターについての記載がなかったと。
0:24:16	いうことになってございます。で、それをですね今回申請するに当たります、その内容をご確認いただくという形で、今回内容を変更して添付すると。
0:24:28	ということで申請させていただいたという形に、
0:24:32	なってございます。
0:24:35	失礼しました。補足に、右下606ページ。
0:24:40	に記載をしております。説明が前後して申し訳ございません。
0:24:47	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書ということで下から3番目の表ですねこちらマルとして、既工事計画では、本設備の改造等の工事を行う計画がなかったため添付していなかったが、
0:25:00	設備の改造を行うため添付するという形で記載、
0:25:04	もう一つ、もう1ヶ所ですね、先に申しました計測装置の構成に関する説明書、こちらについて、右下608ページ。
0:25:13	こちらの方でこちらの方は確認した書類ということで
0:25:19	列記しているという形になってございます。
0:25:23	ご説明としては以上となります。
0:25:35	すいません規制庁の天田ですけど
0:25:39	と、
0:25:41	ちょっとその少し何ていうか経費的なものが耐震性に関する説明書と違うってのは何となくわかったんですけど、
0:25:51	つまり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:53	衛藤判例の緑で、
0:25:57	条文適合のための内容を変更した書類として添付はするんだけど、
0:26:04	結局溢水みたいに、
0:26:08	点添付レベルでも、
0:26:12	内容が変更され、
0:26:13	かつ、本文レベルでも変更されるっていうものではないんですよ。
0:26:19	ということで、それは添付書類を見ればわかるってことだと思うんですけど、その旨が、
0:26:27	耐震性に関する説明書は割と、
0:26:30	五、六百10ページではっきり、
0:26:33	書かれてるような気がするんですけど、一応判例上、
0:26:37	添付レベルで、
0:26:39	条文適合のための内容を変更した書類一定されてるってことは、
0:26:45	可能性としてはその本文レベルに変更。
0:26:48	するなんていうんすか、蓋然性があるっていうカテゴリーになって、ただしそれは本文に、
0:26:55	変更する溢水みたいなものと変更しない、耐震性に関する説明書みたいなものに分かれるっていう、
0:27:02	ことだと思うんですけど、そこがちょっと、
0:27:06	606ページとか608ページのところでは、
0:27:10	ちょっとはっきり読み取れなかったんですけど、その辺はどっかで読み取れるんでしょうかっていう趣旨で、
0:27:18	はい。日本原電の高林です。衛藤。私の説明が不足、すみませんでした。えっとですね、今、天野さんのご指摘はこの緑の中で性質の違うものが2種類あるというところを明確に今ご指摘いただきましたので、そちらの
0:27:34	内容が分かる記載を
0:27:37	補足2側、
0:27:40	ですね、追加するという形で、
0:27:43	明確化できるようにということを、検討、反映させていただきたいと思えます。
0:27:49	規制庁の天野です。よろしくお願ひします。それとさっきの説明でちょっと気づいたんですけど
0:27:55	ちょっと本文を変更するものは、
0:27:59	だから溢水区画、さっき25分と言われて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:06	44 条と五条の説明をされたように聞こえたんですけど、
0:28:12	5、5 条は、
0:28:14	本文、
0:28:15	関係の変更はなくてむしろ、
0:28:19	要目表レベルでいうと、
0:28:23	放射線管理と、
0:28:24	継続制御系統施設、
0:28:27	かなと思ってたんですけど所、条文単位でいくと、
0:28:35	どれ、条文単位というか、ちょっと二つっていうのを、もう 1 回確認させていただけますか。
0:28:45	日本原電の高林です。先ほど、二つと申ししたのは、耐震性に関する評価のところ第五条。
0:28:56	S s の変更に関するところというところ、あとは、今、私もおっしゃるのは既工認、
0:29:03	既工事計画 2018 年に認可いただいたというところのものでございます。で、それと、
0:29:12	12 条、溢水、こちらについて取り付け過剰。具体的に明示するということをや目表に追加するということになってございますので、
0:29:21	そちらがまず対象となっていると。で、既存の設備に対しては、何も変更するところはなく、その評価のみ行ったというところでの評価結果を
0:29:34	申請してお示ししているという中身でございます、その時点で申請させていただいている、要目表添付書類ですね。
0:29:45	それが今回の申請の対象の書類となってございまして、実際そこに記載されるのは、明示されるのは、イスイ番号の区画、
0:29:55	あとその設置床高さというところで、
0:30:01	直接的に今回の工事で変更になるのは、
0:30:06	ちょっと言い方、
0:30:09	失礼しました等、明確に変更になるというところでは、
0:30:15	溢水区画が変わるということで、まず第 12 条は明確に対象になるということが自明かと思えます。で、その設置場所が変わるということですね、
0:30:28	そうしますと当然、設置場所が変わりまして、耐震性に関する影響というところが必要となるというところで、実際高さに変更はないんですけど、実質的な設置高さに変更はないんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	その評価は、確認する必要があるということで、第5条も第五条耐震、地震による損傷の防止というこちらが
0:30:53	今回の
0:30:55	なんていうんすかね。ええ。
0:30:58	条文適合を明確にしなければいけない対象ということで2条文ということでご説明を差し上げたところでございます。
0:31:21	実際、
0:31:25	原電の高林です。高さが変わるということで、
0:31:30	記載上の高さが変わると、添付書類中の、
0:31:34	高さが変わるのみというところでございます。
0:31:42	ちょっと、ちょっとごめんなさい。規制庁の天田ですけど
0:31:47	まず受と整理すると、12条、12条は
0:31:54	一斉区画が変更になるので、従って、要目表上を、
0:31:59	衛藤。
0:32:02	放射線管理施設と計測制御系統施設の、
0:32:06	本文が変わりますとまずこれがいいですよ。で、
0:32:13	耐震5条は、
0:32:16	高さが変わるので、当然、添付書類で評価をして、
0:32:21	影響がないかどうか確認するんだけど、
0:32:25	本文は、
0:32:27	変わるんですかっていうのがちょっと私の質問で、
0:32:42	日本原燃の高林でございます。藤。
0:32:45	耐震Aにつきましては要目表のみ記載。
0:32:50	の変更がございます23メートルを22メートルと、
0:32:54	改める記載がございます。基本設計、そちらの方は変更はございません。
0:33:05	それはだからあれですよ、今回の。
0:33:09	モニターの設置場所の変更に伴う変更じゃなくて、記載の適正化とかそういうことなので、
0:33:18	あくまであれじゃないですか。今回のモニター移設に伴う本文変更っていうと、
0:33:24	12条っていう
0:33:26	ことではないんですか。
0:33:31	はい。その通りでございます。わかりました。だから、
0:33:35	5条の整理と、あと44条も同様に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:40	モニターの移設はするんだけど、
0:33:44	その変更が 47 条に関係する本文の変更には出てきませんという、
0:33:51	本文は変更しないってということが確認できるってそういうことですよ ね。
0:33:56	はい。その通りでございます。
0:33:58	規制庁。
0:33:59	あ、すみません、確認できましてありがとうございます。
0:34:07	はい、規制庁のでそれでは説明続けてください。
0:34:30	原電の川又です。コメントリスト、6 分の 5 ページの
0:34:35	ナンバー 32 と 33 の方の回答。
0:34:39	をさせていただきたいと思います。まず、コメントリスト No.32 ですけども、伊勢企画変更の新変更が申請理由となっており目標の変更箇所 に対しての、技術基準適合性を確認するのが審査である。
0:34:53	本資料は申請内容に含まれているか改めてどのような補足説明が必要と なるのかを整理することということコメント No. の 33 番ですね、設置許 可への影響について影響を受ける可能性のある基本設計方針について漏 れなく、
0:35:07	設計変更の有無が確認できていないのではないかと、外壁補強については 切り離れたが、いきなり溢水防護区画の話になるのではなく、一部設備 を変更するのでそれが設置許可に影響するのか、影響しないとしても、
0:35:20	工事計画の中で、溢水防護区画以外の変更があるのか、本文添付書類で 変更がないと説明し最終的に、溢水防護区画の要目表変更のみで他の設 計方針に、
0:35:31	後がないといった整理をすることということで、こちらにつきましてコ メントリストさ、No.32 の方に回答を入れておりますが、
0:35:40	本ガイドに伴う申請範囲の整理について今回改めて補足 6 にて節整理し ております。
0:35:50	補足 6 ですけども、右下 612 ページになりまして、
0:36:03	下、612 ページですけども原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター改造 に伴う申請範囲の整理についてということで、今回まとめさせていただ いております。ページめくっていただきまして、
0:36:14	こちらの資料の概要ですけども、原子炉建屋換気系ダクト放射線モニ ター移設改造カック移設に伴う各工事内容について、設置変更許可及 び、
0:36:26	既工認の記載内容の影響も確認しました。確認の結果、設工認変更。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	許可変更認可が必要内容としてモニター移設による要目表の変更箇所を抽出しました。
0:36:40	表の方ですけれども、影響有無としまして影響あるものが0影響がない、ないものがバツとしております。
0:36:47	一番左が工事概要としまして原子炉建屋換気系ダクト放射線モニター改造工事と、原子炉棟換気系改造工事、こちら補足5補足4で説明したような内容になります。
0:37:00	右に行きまして設工認申請書への影響の有無と、技術基準適合再への業務、設置変更許可申請書への影響無と、設置許可、
0:37:12	基準規則適合性の影響、
0:37:15	としまして、
0:37:16	まず右端ですけれども、まず、放射線モニター改造工事の方ですけれども、こちらについて設置変更許可申請書への影響の有無としましては、補足4、別添資料1で、
0:37:28	ご説明しました通り影響はなしとしております。また、
0:37:34	減少と換気系改造工事の方ですけれども、こちらにつきましては、添付書類8の一部変更がありますので影響ありということで0にしております。またですね、適合性の影響としましては、
0:37:48	減少と換気改造工事につきましては、パーツとして整理しております。続きまして、
0:37:54	設工認申請。
0:37:56	所への影響の有無としまして
0:37:59	放射線モニター改造工事ですけれども、こちらにつきましては、要目表の溢水防護区画の変更がありますので、影響ありとしまして0としております。基本設計方針につきましては、変更がありませんので、影響なしということでバツと整理しております。
0:38:13	また技術適合性への影響の有無ということで
0:38:17	ご説明した補足1でご説明した通り、影響がありますので0ということで、今回整理をしております。
0:38:23	また減少と換気系改造工事としましてダクト撤去追設、隔離弁撤去、原子炉建屋原子炉棟のダクト貫通部岡部に変更ということで、こちら、設工認申請書の影響の有無としまして要目表につきましては、
0:38:37	記載がありませんので対象外としておりましてまた基本設計方針につきましても、別添資料1としまして、
0:38:44	614 ページ以降ですけれども、関連する箇所を確認して

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:50	影響がないことを確認しております。また、技術基準適合性の影響の有無ですけれども、こちらにつきましては申請対象ではなく、適合性の審査に当たらないということで今回%というような形で、
0:39:02	今回整理させていただいております。補足6の説明については以上となります。
0:39:14	はい。ありがとうございました。規制庁宮本です今のところでご質問等あれば、
0:39:22	はい。ありませんので進めてください。
0:39:29	原電の小林です。そうしましたら補足の3、工事の方法に関する補足説明資料の説明をさせていただきます。これは発電所の方からお願いいたします。
0:39:47	はい。日本原子力発電東海第2発電所の相澤でございます。それでは補足3のご説明をさせていただきます。
0:39:56	右下ページ520ページをお開きください。
0:40:01	こちらの資料はですね3月1日申請、書提出時のページ番号となっております。これまで審査を重ねていただいておりましたが、
0:40:12	これまでちょっとご説明ができておりませんでしたので、本日ご説明させていただきますものとなっております。
0:40:19	まず1ポツの概要でございます。
0:40:23	今回申請させていただきます放射線モニターの移設に係る工事の方法としまして、工事の手順、
0:40:32	それから使用前事業者検査の方法、
0:40:35	工事上の留意事項を定めております。
0:40:39	これらの方法はですね、
0:40:42	設計及び工事に関わる品質マネジメント支出定めたプロセスに基づいたものとなっております。
0:40:50	またですね、工事の方法は、現象本体に記載してございまして、今回申請対象であります、計測制御系統施設等、
0:41:02	放射線管理の施設はですね、当該箇所を呼び込む形をとらせていただいております。
0:41:10	次ページ以降に、現象本体に係る工事の方法を代表しまして、当該工事に該当する課長、黄色マーキングで示してございます。
0:41:22	それでは、次のページ521ページをお開きください。
0:41:28	こちらにですね代表する箇所、黄色マーキングで示してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:34	まず1ポツの工事の手順でございますが、今回申請の放射線モニターにつきましては、
0:41:43	一応今回のですね、工事の手順と使用前事業者検査が該当いたします。
0:41:49	その下一つの2の主要な耐圧部の溶接部、それから1国産の燃料系に係る工事等につきましては、
0:41:59	該当いたしませんので、次の次ページ以降も、黄色マーキングを対象外としてございます。
0:42:07	続きまして2本ですね、シュウマイ事業者検査の方法でございますが、こちらにつきましては構造強度及び漏えい、それからですね、機能及び性能に関わる、
0:42:20	使用前事業者検査を、
0:42:22	図で、図のプロセス等で示してございます。後程のフローはご説明させていただきたいと思っております。
0:42:30	またですね傷害事業者検査は要領書等で定めて実施するという事を記載してございます。
0:42:40	続きまして進和事業検査の方法のうち2ポツの2、
0:42:44	こちらの構造強度と漏えいに係る検査についてでございますが、
0:42:50	こちらにつきましては次ページの表1で具体的な検査方法等を示してございます。
0:42:59	右下ページ522ページをお開きください。
0:43:03	こちらにですね1を使いまして構造強度及び漏えいに係る検査を最初とらん部分を記載してございます。
0:43:13	今回放射線モニターの移設に関する検査項目としましては、一番左の表でございますね、検査項目の欄でございますけども、
0:43:23	外観検査、それから取りつけ検査、状態確認検査が対象となっております。
0:43:33	中ほどに記載の検査方法と判定基準については記載の通りでございます。
0:43:40	続きまして通しページ523ページをお開きください。
0:43:45	こちらがですね主要な耐圧部の溶接に係る検査となっておりますが、先ほど申し申し上げました通り、
0:43:55	今回の本体施設には該当いたしませんので、
0:44:00	ステージ527ページまで、対象外ということで整理してございます。
0:44:11	続きまして右下として次の528ページをご覧ください。
0:44:16	こちらからはですね、燃料体に係る検査を示してございますが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:23	冒頭申し上げました通り、こちらの対象外となりますので、マーキングがない状態となっております。
0:44:32	続きまして529ページでございます。
0:44:35	こちらからが2ポツの2ですね、機能または性能に係る検査を示してございます。
0:44:44	こちらに関わる検査につきましては、表1、
0:44:49	先ほど通し522ページでしたが、
0:44:53	当時のところ、表1のところの機能または性能で確認できる場合はです。
0:45:00	ですね、こちらで機能性能をご説明申し上げるんですが、ちょっと説明できない部分については、表5から7を使いましてご説明申し上げるといことになってございます。
0:45:12	このうちですねひょうご登録につきましては、主に対施設に対するとなる検査ではございませんので、次のページ、表7、
0:45:23	こちらが代表するということで530ページをお開きください。
0:45:29	工事完了時の検査でございますが、表7に示してございます。
0:45:36	モニター移設に関わる工事完了後の検査としましては、表中ほどの検査方法に記載がございしますが、
0:45:46	進展等によりまして、当該策定等の機能または性能の最終的な確認を行うとしてございます。
0:45:55	ここで言います試運転等と言いますと、モニターの場合はですね、サービス、
0:46:01	サービスの確認をもって機能性能を確認することを考えてございます。
0:46:08	その下続いて2次の4のですね、品質マネジメントに係る検査でございますが、こちらのプロセスとかですね、記録に係る検査を、
0:46:20	困りわけですが、次のページ、表9に、具体的な検査方法等を示してございます。
0:46:27	531ページをお開きください。
0:46:33	当該放射線問題につきましても、品質マネジメントシステムに係る検査に該当いたしますので、プロセスとかですね、記録の確認を漏れなく行っていくということで、対象としてチェックしてございます。
0:46:49	続きましてその下3ポツの工事用の留意事項でございます。
0:46:55	こちらではですね、放射線モニターの施設に関わる部分としてAからBを対象として抽出してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:05	乙で言いますと、設置または変更の工事を行う上での機器等の生体して、悪影響や劣化等を受けないよう、隔離等を行って、
0:47:18	必要な措置を講じるということで、は対象としております。
0:47:23	またですね d ポツにおきましては、同じくですね現場の状況であるとか作業環境等を把握して必要な対策を設けるということで、こちらを対象となります。
0:47:35	執行につきましては、当該工事を行う上で、必要な行う上ですね、東洋ゴムの施設管理のためのデータを採取することを想定しておりますので、こちらを対象とすると。
0:47:51	ディップにおきましては、各段階において工程管理を行うということで、こちらも抽出してございます。
0:47:59	一方
0:48:00	ふーポツ以降はですね、
0:48:03	国会の人たちの他の施設には直接判定してございませんので、ライク該当マーキングはしてございます。
0:48:13	次のページ 532 ページも同様でございます。
0:48:18	最後になりますが、右下 533 ページをお開きください。
0:48:24	こちらがですね、冒頭、受けて参りました図 1 に工事の手順と使用前事業者検査のフローを示したものでございます。
0:48:36	不凍中ですね見左側が、製作工場で実施しない場合、右側製作工場で実施する場合をお示ししておりますが、
0:48:47	製作工場では実施する検査はございませんので、
0:48:52	左側だけ抽出した形になっております。
0:48:57	またですね、
0:49:00	構造強度をまた上に係る検査を、機能または性能に係る検査をですね、
0:49:05	先ほど来ご説明された内容を、を記録して抽出した内容となっております。
0:49:14	ご説明としては簡単ですが、以上となります。
0:49:22	はいありがとうございます原子炉規制庁宮本です。質問に移りますちょっと私の方で今、530 ページ 31 ページの内容で記載が、多分その試験内容の試験の
0:49:34	書き方なので多分こういう書き方になるんだと思うんですけど実際の確認方法として先ほどインサービスって言われたんだけど、インサービスってどういう意味で言われてるんでしょうか。
0:49:46	おっしゃるように大切五味です。関係を生かした状態で、指示値が

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:54	きちんと出るのか、そういったところを確認するという意味で、ご説明申し上げました。
0:50:01	原子炉規制庁の宮です。今言われたのはモニターを移設した後に、空調系ちょっと2系とか1系統2、
0:50:11	変更してるんですけど、その状態の数値を確認してピックアップってか拾ってることを確認するってということですかね。
0:50:21	はい、ご理解の通りです。
0:50:23	ちょっと気にしているのは、そこもそうなんですけど、
0:50:27	じゃあ実際の模擬信号なのかわかんないけどSGTSの起動の確認ってのはしないんですたっけ。
0:50:38	日本原電の相澤でございます。
0:50:44	はいどうぞ。
0:50:48	高部さん、わかります。はい。堅田医師の方から回答いたします。現在の高林でございますと、今ご指摘ありました、そのモニターから発信される信号、そのあとの関係の起動、
0:51:01	云々というところにつきましては、本工事の内容としては、検出器の移設の指示監視というところ件数のところのみとなりますので、
0:51:12	本工事としてはその指示の確認というところになってございまして、実際そのあとのロジック系の動作んというところはまた別な工事ですね、確認するというところで計画してございます。
0:51:28	別な検査ですねはい。失礼いたしました。
0:51:33	そして木戸
0:51:35	原電の高林です。プラント起動前に通常
0:51:40	てて事件、定期事業者検査中に行います検査でございますので、そちらを合わせて確認するということになるかと考えております。
0:51:53	規制庁宮です
0:51:58	今のちょっと内容よくわからなかったんだけど工事完了時の検査ってことでこれ書かれている検査項目ってこれ多分広い意味での検査項目を書かれてるんだと。
0:52:07	これ、これの、これに要はこの内容っていうのは、らん項目もあるわけですよ。多分、おそらく昔の定期事業者とか施設定期検査であれば、これに基づく検査が、
0:52:17	いろんな系統ごとにあると思うんですけど、
0:52:20	私が聞きたかったのは、その中の検査項目の中で、要は今言ったピックアップ要はインサーブスの状態のピックアップの検査もやるだろうし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:31	要はSGTSの起動キシコウ4時本来あのその、
0:52:36	エースモニターが持っている機能の確認としてのSGTSの起動確認はボクシングが何かわかんないんですけど、そういうものも含んでこの検査項目が書かれているんですかっていう質問に対して、違う。
0:52:49	回答されたような気がしたんだけど、そこちょっともう1回説明します。
0:53:03	原電の高林でございます。今宮本さんの方がおっしゃいましたその実際の模擬信号を用いてのその関係の起動の件確認の検査であるとか、
0:53:18	そういったところについては本工事、
0:53:22	今回のモニター移設、
0:53:24	の、
0:53:25	とは別。
0:53:27	と、別のタイミングということで考えてございます。
0:53:36	規制庁宮です。
0:53:39	私が言ってるのは何もこの事業者が言っている工事単位で話をしてるつもりは全然なくて、
0:53:46	これは併任変更認可なのでこの工事の方法っていうのは、
0:53:51	SA工事全体の工事の話をしているという認識でいます。そうすると、この項目の中に、今私が言った両方が入っているのか。
0:54:00	どうなのかっていうのを聞いてるんですけど。
0:54:03	日本原電の高林でございます。是正工事全体ということでございまして、
0:54:09	その枠の中では同時に検査は、それから実施すると。
0:54:15	ということで考えてございます。
0:54:17	検査はいたします。だから規制庁のようですけどだから今言われてるのは、結局、この変更認可の工事は、最終的な
0:54:26	工事計画の中で、
0:54:29	今言われたインサービスの検査もやるし、当然ピックアップ、
0:54:34	ピックアップした後に、SGTSを機能する検査もやりますということを言われてるってことですか。
0:54:41	原電の高林で実施いたします。その上でこの黄色く塗ってある中にそれが入ってるっていう認識でいいんですか。
0:54:52	はい。日本原電相澤でございますその認識で間違いございません。
0:54:57	はい、わかりました。私の方は以上です他あれば、
0:55:01	じゃあ、進めてください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:09	元の小林です。今日ご説明する内容は以上となります。
0:55:14	発電所さ、何か追加でございますか。
0:55:21	はい。発電所。
0:55:22	江藤記者からは特段ございません。
0:55:29	はい。規制庁の宮尾です。本件のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。